

告示

埼玉県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人鈴木外科病院	本庄市児玉町八幡山二九三	医療法人鈴木外科病院	訪問リハビリテーション	令和二年十月一日
レーベンホーム戸田（従来型）	戸田市中町一―二九―五	社会福祉法人畏敬会	介護予防訪問リハビリテーション	平成二十五年四月一日
ケアプランセンターなど	志木市本町四―一五―一 高橋ビル三〇二号	株式会社アイム志木	居宅介護支援	平成二十六年一月一日